

本陣建築の空間的特徴について
-民家と合築された書院系建築の実証的分析を中心として-
The space configuration of Honjin building
About the empirical analysis of coalesced Shoin system architecture and houses

○神長優太¹ 重枝豊² 加藤千晶²

Yuta Kaminaga, Yutaka Shigeeda, Chiaki Katou,

Honjin was built by sankin-kōtai of the Edo era. Honjin is a special building for the high Identification person. By the abolition of the class system, many of Honjin disappeared. Honjin is a room part of was based on the Machiya-farmers rooted in the region, consisting of parlor portion with a floor-shelf-Shoin. Each space has been built in the traditional technique. By migrant carpenter, or not than the format of the Honjin spread to the general home. By investigation of other Honjin, I want to clear the builder and the size structure of Honjin

1. はじめに

1.1 本陣について

本陣とは、幕府が認めた公用旅行者、大名、外国使節が宿泊、休憩したりするための施設である。江戸時代の参勤交代により、各地に宿場が整備され、本陣建築が建てられた。本陣と命じられた家は、その当時の名主など地域の有力者の住まいである。本陣はその家族が暮らす居室部と、大名などが宿泊・休憩をする座敷部という二つの異なる空間から構成され、それらを一棟にまとめたタイプや、分棟を用いたタイプなどがある。居室部はその土地に根ざした町屋や農家を基本とする間取であるとされ、座敷部は床・棚・書院を備えた書院造とする場合が多い。

宿場はしばしば火災にあつたため、本陣も何度も焼失している。明治時代になり、階級制度が廃止され、本陣は使用されなくなった。そのため当時に比べて現在残っている本陣の数は非常に少ない。

上野邦一氏の「宿場と本陣」をもとに、現在も残されている本陣・脇本陣について表にまとめた。

表 1 現存する本陣

(五街道)

	名称	住所
東海道	草津宿本陣	滋賀県草津市
	三川宿本陣	愛知県豊橋市
	六地藏・小休宿本陣	静岡県富士市
中山道	和田宿本陣	長野県長和町
	下諏訪宿本陣	長野県下諏訪町
甲州街道	追分本陣	奈良県奈良市
	妻籠脇本陣	長野県木曾郡
	大田脇本陣	岐阜県美濃加茂市
	日野宿本陣	東京都日野市
奥州街道	小原宿本陣	神奈川県相模原市
	下花咲宿本陣	山梨県大月市
奥州街道	有壁宿本陣	宮城県栗原市

表 2 現存する本陣

(脇街道)

	名称	住所	
大和街道	名手宿本陣	和歌山県紀の川市	
	西国街道	郡山宿本陣	大阪府茨木市
		矢掛宿本陣	岡山県矢掛町
因幡街道		神辺宿本陣	広島県福山市
	大原宿本陣	岡山県美作市	
山陰道	八雲本陣	島根県松江市	
	北陸道	鱒波本陣	石川県金沢市
水戸街道	取手宿本陣	茨城県取手市	
		長岡脇本陣	茨城県東茨城町
白河街道	滝沢本陣	福島県会津若松市	
善光寺街道	小諸宿本陣	長野県小諸市	
	伊那街道	宮田本陣	長野県宮田村
平戸街道	山下本陣	長崎県佐世保市	

「宿場と本陣」参考文献[1]より

1.2 研究の目的

江戸時代までの農家では、畳を用いた座敷はあったが、床・棚・書院を備えた書院造は少なく、人を迎えるための簡素な部屋であった。明治時代以降には、一般に書院造の座敷を造ることが出来るようになった。幕末において、書院形式を持つ武士系統の民家の事例はあるが、農林家系の住まいに書院が付くのは、幕府から本陣を命じられた庄屋や名主など限られていた。書院形式の建物は、柱内法制で計画されたとみられるが、多くの民家では柱真々制で計画されたとされている。本陣は民家と書院が合築した建築であるため、本陣の計画を明らかにすることは幕末から、明治以降どのように書院造が広まったのかを明らかにすることが出来ると思われる。

1.3 研究方法

現存されている本陣の修理工事報告書を分析し、その建物の歴史的背景を理解する。そのうえで本陣を実際に訪れて、畳の寸法や柱の径、柱の内法寸法を測定する。そのデータをもとに、本陣を構成するうえで、柱内法制、柱真々制をどのように使用しているのかを明らかにする。

2. 柱内法制と柱真々制について

柱内法制とは、建物を設計する際、畳の寸法を基準とし、部屋を正確な矩形にするため、かなりの技量が必要となる施工法で、主に武士系統の建物に多く使用された。柱真々制では、畳の寸法ではなく、柱の配置により部屋の大きさを決めるため、柱内法制と比べ、比較的容易な施工法となる。

3. 調査した本陣について

3.1 長岡宿脇本陣

江戸時代初めに江戸と水戸を結ぶ水戸街道が整備され、長岡は水戸の中心から南西に十五キロほど離れた位置に存在する。長岡宿本陣は安政四年(1857)の長岡宿の大火により焼失し、現在の建物はその後建設された。水戸街道長岡宿を通行する公用の旅行者は、水戸家関係が第一であり、藩主や家臣、そして幕府や他の御三家などからの使者である。他に巡見使などの幕府の役人が存在する。大名には文政七年(1824)の儀定書によると、湯長谷の内藤家、平の安藤家、泉の本多家、中村の相馬家と、福島県の浜松の大名がいる。

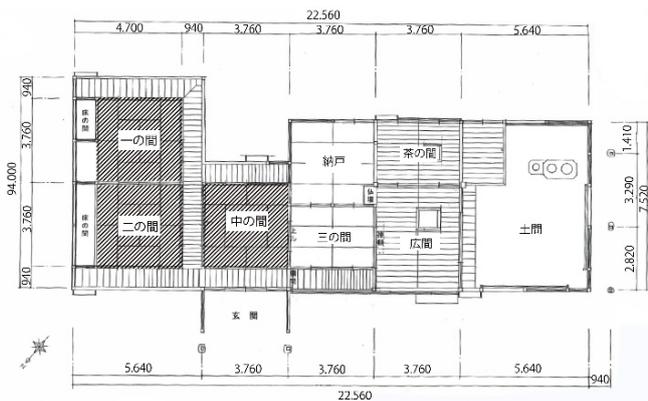


図1 長岡宿脇本陣 平面図1 参考文献[3]より

2.1 調査結果



図2 長岡宿脇本陣 平面図2 参考文献[3]より

柱寸法 赤:四寸角 黄緑:五寸角 水:六寸角 青:八寸角

表3 各部屋量寸法

部屋名	番号	寸法 (尺)			
一の間	①	6.0×3.0	中の間	⑥	6.0×3.0
	②	5.8×3.1	三の間	⑦	6.0×3.0
二の間	③	6.0×3.0		⑧	6.0×3.0
	④	6.0×3.0	納戸	⑨	6.0×3.0
中の間	⑤	6.0×3.0		⑩	6.0×3.0

3.1 結果をもとに考察

座敷部として使用されていた一の間、二の間、中の

間の各部屋の四隅の柱の径はすべて四寸角である。また、部屋内部で使用されている畳の寸法は、一の間踏込床の畳の寸法を除き、すべて6尺畳であった。以上の点より、座敷部の三室において、柱内法制を用いている可能性が高い。長岡宿脇本陣では、座敷部と居室部の格式を明らかにするため、座敷部の中の間と居室部の三の間には約120mm床に高低差が付いている。三の間の部屋の三隅の柱の径が四寸角で、畳の大きさが座敷部と同様の6尺畳が使用されている。この点から居室部である三の間も柱内法制を用いた可能性が高いといえる。長岡宿の現当主の話によれば、当時は必要であれば居室部の三の間も接客に使用していたとされる。長岡宿では建物を建てる段階で、居室部の三の間も座敷の一部として使用できるよう柱内法制を用いたと考えられる。

4. 本陣と出稼ぎ大工の関係

調査を行った長岡宿脇本陣では、主屋の垂木に竹を使用せず、朶(そだ)を使用していたことなどから、会津若松地方の職人が本陣の建設にかかわったとされている。また、会津若松市に保存されている滝沢本陣でも同様の架構がみられる。



写真1 長岡宿脇本陣

写真2 滝沢宿本陣

これらの点から、本陣は藩の大工が建設するのではなく、会津若松の職人のような出稼ぎ大工が本陣の建設に関わっていたことが分かる。

明治時代以降、本陣のもつ格式の高い書院造の形式は、彼らの手によって一般に広まった可能性がある。

他の本陣建築の調査によって、本陣の施工者と寸法構成を明らかにしたい。

5. 参考文献

[1] 上野邦一:「宿場と本陣」,日本の美術2, 285, pp25, 1990年2月15日発行

[2] 内藤昌:「日本Ⅲ近世」,世界建築全集, 3, pp.77, 昭和34年6月15日発行.

[3] 木村睦:「茨城県指定有形文化財・史跡 木村家住宅修理工事報告書」, pp26, 50-55, 101, 平成22年度10月発行

*柱の寸法、畳の寸法は調査によって測定した値である。

*写真は調査によって撮影したものである。